

行政書士法 5肢択一式問題

行政書士の業務に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することができる。
- 2 行政書士として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成するには、行政書士となる登録を受けたうえで行わなければならない。
- 3 行政書士は、他の行政書士または行政書士法人の使用人として業務に従事することができる。
- 4 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類については、電磁的記録で作成したものは含まれない。
- 5 行政書士または行政書士法人でない者が行政書士法上の独占業務を行った場合については、罰則規定がある。

解答4

出題分野 行政書士の業務

1 正しい

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することができる（行政書士法1条の2第1項、19条）。

2 正しい

行政書士または行政書士法人でない者は、業として行政書士法1条の2に規定する業務を行うことができない（行政書士法19条1項本文）。よって、独占業務を行うには、行政書士となる登録を受けなければならない（行政書士法6条1項）。

3 正しい

行政書士は、他の行政書士または行政書士法人の使用人として業務に従事することができる（行政書士法1条の4）。

4 誤っている

官公署に提出する書類については、その作成に代えて電磁的記録を作成した場合は、当該電磁的記録も含まれる（行政書士法1条の2第1項かつこ書）。

5 正しい

行政書士または行政書士法人でない者が行政書士法上の独占業務を行った場合については、罰則規定がある（行政書士法19条1項、21条2号）。